

Monthly Association
Construction
Industry NEWS

宮崎県建設業協会機関誌

会報



2020 8
No.550

出前講座・現場見学会

[令和元年11月18日(月)]
宮崎県立日向工業高等学校
建築科 1年生 37人



一般社団法人

宮崎県建設業協会

TEL (0985)22-7171 FAX (0985)23-6798 宮崎市橘通東2丁目9番19号

目次 CONTENTS

●令和2年8月の行事予定	1
●県協会HP掲載項目案内（前月掲載分）	2
●会員の異動状況	2
●宮崎県建設業協会員数の推移	2
●宮崎県建設業協会	
1. 令和2年度第2回常務理事会を開催	3
2. 令和2年度第2回宮崎県県土整備部と（一社）宮崎県建設業協会との意見交換会を開催	4
3. 令和2年度宮崎県委託事業「宮崎県建設産業若年入職者確保・定着支援事業」について	7
4. 令和2年度宮崎県委託事業「建設産業外国人材確保支援事業」について	8
5. 令和2年度テレビCM放送のご案内	9
●雇用改善コーナー	
1. 令和2年度の大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者の就職・採用活動に係る公共職業安定所における取扱い等について	10
2. 令和3年3月新規高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等の変更について	11
3. 令和3年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について	12
●事業協同組合	
1. 外国人技能実習制度についてのご案内	14
2. 下請セーフティネット債務保証制度について	15
3. ドローンの取り扱い窓口を開設しました	16
●技士会	
1. 「建設業界の求める人材と技術」～今後の公共事業で必要とされる技術～セミナー開催のご案内	17
2. 「監理技術者講習」のお知らせ	17
3. JCM技術論文・技術報告の募集	17
●建退共	
1. 建退共宮崎県支部への届出や申請について	18
2. 建退共宮崎県支部取扱状況（5月分）	18
●建災防	
1. 令和2年度 安全衛生に係る厚生労働大臣表彰 功績賞について	19
2. 令和2年度 安全衛生に係る宮崎労働局長表彰について	19
3. 「墜落・転落災害撲滅キャンペーン」の実施について	20
4. 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策ポスターについて	21
●火薬協会	
1. 令和2年火薬関係講習自宅学習方式のチャートについて	22
2. 火薬類保安手帳（黒色手帳）の手帳失効者（有効期間内に保安講習を受講しなかった者）の特別措置について	22
●保証会社	
1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（6月分）	23
2. 中間前払金制度のご案内	24
●建設業福祉共済団からのお知らせ	
<法定外労災補償制度>建設共済保険は労働者と企業のリスクをカバーします！	25

令和2年8月行事予定

日	曜	県協会・建産連・土木施工管理技士会	建災防・建退共	協同組合・火災協会・保証会社
1	土			
2	日			
3	月			
4	火	技士会 第1回技術委員会及び県との意見交換会	職長・安全衛生責任者教育(清武 5日まで)	
5	水	土木の日実行委員会・幹事会 技士会 技術セミナー(都城)		
6	木	技士会 技術セミナー(宮崎)	フルハーネス型安全帯使用作業特別教育(清武)	
7	金		小型車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転の業務に係る特別教育(延岡 8日まで)	
8	土			
9	日			
10	月	山の日	山の日	山の日
11	火		災防団体連絡協議会	
12	水			
13	木			
14	金			
15	土			
16	日			
17	月			
18	火	県協会 九州地方整備局との意見交換会	コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習(清武 19日まで)	
19	水			
20	木		足場の組立て等の業務に係る特別教育(延岡)	
21	金		高所作業車運転技能講習(延岡 22日まで)	
22	土			
23	日			
24	月	九州建設業協会 第一回専務・事務局長会議(長崎)		
25	火	技士会 技術セミナー(小林)	木造建築物の組立て等作業主任者技能講習(清武 26日まで)	
26	水	技士会 技術セミナー(西都)		
27	木	九州建設業協会 第一回土木委員会(大分) 全国建産連 生産システム委員会(東京)	斜面の点検者に対する安全教育(延岡)	
28	金	九州建設業協会 第一回建築委員会(大分)	車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習(延岡 29日まで)	
29	土			
30	日			
31	月	県協会 常務理事会及び県との意見交換会		

県協会 HP・会員専用サイト 掲載項目案内（前月掲載分）

【ホームページ】

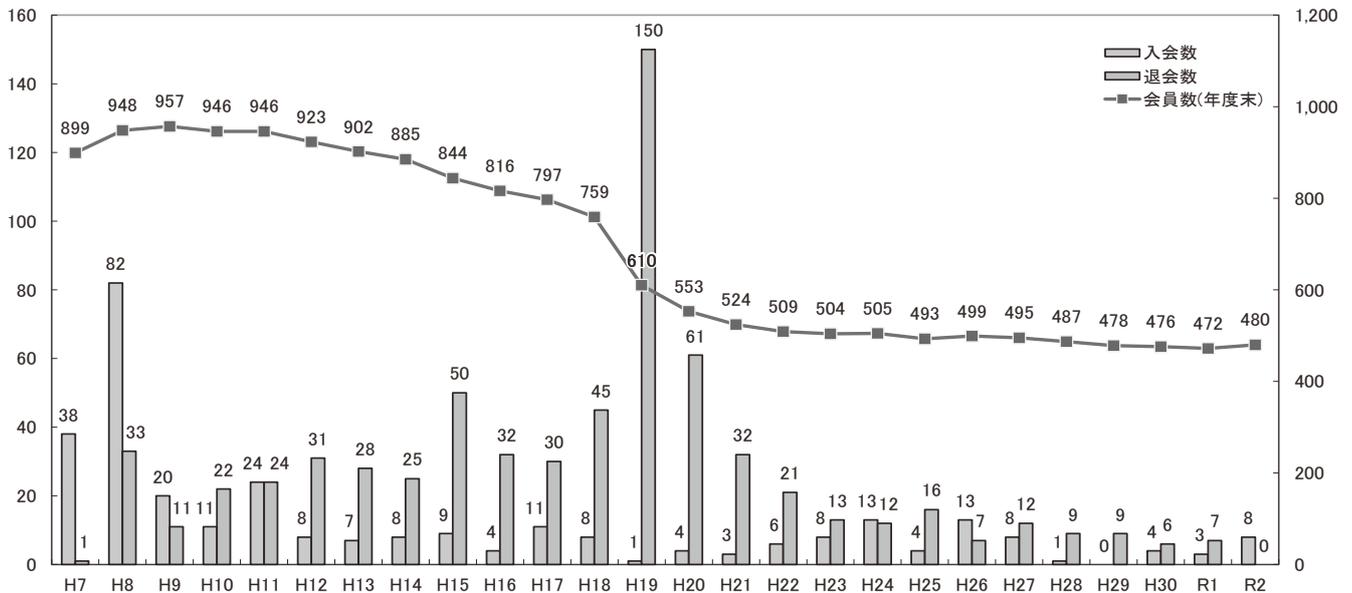
項 目	所 管	形式
2020.7.21付 令和2年度 建設業経理事務士特別研修（宮崎 4級9/24-25 3級 10/26-28） 申込受付の開始について	宮 崎 県 建 設 業 協 会	html
2020.7.1付 2級建設業経理士「受験準備講座」の下期開催案内を更新しました。（トップページ バナー参照）	宮 崎 県 建 設 業 協 会	html
2020.6.22付 協会のご案内の組織図、情報公開を更新しました。	宮 崎 県 建 設 業 協 会	html

会員の異動状況

2年度【新規加入会員】

地区名	会社名	代表者名
西 都	(有) 中 野	中野 拓哉

宮崎県建設業協会会員数の推移



年 度	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	
年度当初	862	899	948	957	946	946	923	902	885	844	816	797	759	610	553	524	509	504	505	493	499	495	487	478	476	472	480
入会数	38	82	20	11	24	8	7	8	9	4	11	8	1	4	3	6	8	13	4	13	8	1	0	4	3	8	
退会数	1	33	11	22	24	31	28	25	50	32	30	45	150	61	32	21	13	12	16	7	12	9	9	6	7	0	
年度末	899	948	957	946	946	923	902	885	844	816	797	759	610	553	524	509	504	505	493	499	495	487	478	476	472	480	

※H8 支部として建築協会加入、H19 建築協会脱退(68社脱退)、R2は7.29現在

宮崎県建設業協会

1. 令和2年度第2回常務理事会を開催

令和2年5月21日（木）12時30分、宮崎県建設会館2階「委員会室」において、樫村事務局長が定足数（13／13名：会成立）の報告をして開会を宣した。

開会にあたり山崎会長が「今回は現体制最後の常務理事会である。2年間お世話になった。お礼申し上げます。昨日、原田建設株式会社の原田忠男社長が事故で亡くなった。原田社長は宮崎県解体工事業組合の理事長もされており、非常に残念である。

昨年、一昨年を振り返ると、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」があり、3期にわたり仕事量も増えた。それに伴い不調不落を一番心配したが、それぞれの立場で各地区をまとめていただき、ほぼ解消できた。国土交通省の工事についても藤元東諸地区会長を始め、様々な方に調整いただいた。改めて感謝申し上げます。引き続き本年も同等程度の発注があるため協力をお願いしたい。また、新型コロナウイルスにより落ち込んだ経済への活性化についても考えていく必要がある。」と挨拶を述べ、議事に移った。

議題については次のとおり。



第2回常務理事会

議題1 県との意見交換会について

樫村事務局長が資料1に基づき、県との意見交換会の出席者や情報提供内容について報告した。

議題2 令和2年度理事会書面決議結果について

樫村事務局長が資料2に基づき、5月12日に書面で開催した決議結果について報告した。

議題3 令和2年度通常総会について

樫村事務局長が資料3に基づき、5月26日に開催される令和2年度通常総会の日程や議案等について報告し、承認された。

議題4 その他

(1) 「建設産業就活ガイドブック」応募状況について

大谷課長が参考1に基づき、建設産業就活ガイドブックの周知や応募協力を依頼した。

(2) 宮崎県移住支援金制度について

樫村事務局長が参考2に基づき、宮崎県移住支援金制度について周知した。

(3) その他

- ・宮崎県建設業政治連盟の書面決議結果について報告した。
- ・宮崎県土木施工管理技士会の書面決議結果について報告した。
- ・首里城復興義援金についての対応について報告した。

議題5 協会行事等について

樫村事務局長が参考3に基づき、6月～8月末までの行事について報告し、承認された。

2. 令和2年度第2回宮崎県県土整備部と (一社) 宮崎県建設業協会との意見交換会を開催

令和2年5月21日(木)午後3時、宮崎県建設会館5階会議室において、櫻村事務局長が開会を宣した。

出席者については下記のとおり。

◇宮崎県県土整備部

西田次長(道路・河川・港湾担当)

管 理 課：赤江課長補佐、
一政・宗像・甲斐主幹、
鬼束主査、川内主任主事、
技術企画課：境課長、中原課長補佐
湯浅・岩切主幹、森川副主幹、
梅田・工藤主査、春田副主査

◇公共三部共管

工事検査課：杉本課長、相牟田専門員

◇宮崎県建設業協会

常務理事会：山崎会長、
甲斐・小野・藤元副会長
河野(義)・河野(与)・河野(孝)・
本部・長友・津房・興梠常務理事
事 務 局：坂元専務理事、
櫻村常務理事兼事務局長、
大谷総務課長、
菊池土木農林課長、
早瀬技士会局長、
山尾業務係長、
有馬コーディネーター

【山崎会長挨拶】

本日は令和2年度第2回目の意見交換会となるが、西田次長を始め多くのご出席いただき感謝を申し上げます。5月26日に当協会の通常総会が予定されており、役員改選により会長が交代する地区もある。私も今回で交代するが、12年間常務理事としてお世話になった。その間、地域総合メンテナンス業務や第二土曜日一斉閉所運動、働き方改

革など様々のご支援をいただいた。働き方改革や書類簡素化は、まだ先があるため知恵を絞っていただき前向きに取り組んでいただければと思う。また、本年は国土強靱化計画の最終年度として、補助事業は昨年を上回る予算を確保していただき感謝を申し上げます。今年度も不調不落が発生しないよう対策等について意見交換をお願いしたい。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、UターンやIターン等で地元に戻ってくる方もいると思うが、今後は企業の雇用も抑制され厳しい状況になるのではないかと考える。しかし、それを見越した対策で地元企業に就職する方を増やすチャンスにもなると思う。現在、県で作成しているガイドブックやパンフレット等も地元企業のPRにつなげたいし、我々としてもできることをしていきたい。

次回の意見交換会からは、新会長の下で一致して頑張ってくれるものと確信する。今後とも温かいご指導を賜るようお願い申し上げます。

【西田次長挨拶】

今、世間では新型コロナウイルスの対策、対応一色である。緊急事態宣言が徐々に解除され、様々な経済活動が再開されている中、国・県・市町村で経済的なテコ入れが行われている。しかし、新型コロナの影響が大きく、特にサービス産業を中心として疲弊している。本県では、10年前に口蹄疫を経験しており、ウイルスへの対応についての学習がされていたことや真面目な県民性により4月11日以降の感染者増加は止められている状況である。しかし、繁華街での調査を行った結果としては以前の状況には程遠いと感じた。建設業の皆さんにも応援消費等にも協力いただきたい。

このような状況ではあるが、建設産業では堅調に仕事を進めていただいている。一昔前では「建

設産業は人々の暮らし・安全を下支えする」と表現を使っていたが、今は「経済を牽引する産業」と表現しても過言ではない状況である。一部の自治体では急がない公共工事予算を新型コロナ対策に回すような動きがある。しかし、本県においては不要不急の公共事業は無いと考えており、当初予算をしっかりと公共事業・社会資本の整備に使っていきたいと思っている。また、5月末に近づき今後出水期の到来となる。昨年に引き続き水防についても連携を取りながら対応していただきたいと思っている。

現体制で意見交換を行うのは今回で最後となり、引き続き出席される方や今回で区切りをつける方もいるがお世話になった。県協会との意見交換会は様々な議論ができる良い場であると思っている。新体制になった際にも引き続き連携していきたいと思っている。よろしく願いたい。



第2回意見交換会

◆県からの情報提供について

県より、以下の事項に関し説明があった。

《技術企画課》

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた発注工事等の対応について

- 5月21日現在で工事及び業務における一時中止実績は合計で25件あった。(21日時点で中止中の工事・業務は無し) 本県では緊急事態措置を実施すべき区域から除外されたが、引き続き感染拡大防止対策の徹底をお願いする。また、技術者・作業員等の本県と他県との往

来自粛にも協力いただきたい。感染症拡大防止対策に係る設計変更については、国に準じ、受発注者間で協議を行った上で、施工計画書への反映等を前提として、設計変更の対象とするなど適切に対応する。

《管理課》

令和2年度宮崎県建設産業若年技術者等資格取得支援事業について

- 令和2年3月31日時点で満40歳未満の常勤の役員、事業主又は従業員が助成対象資格を取得するための経費を助成する。助成額は助成対象経費の1/2以内。受付期間は令和2年6月1日から令和3年2月末日迄。

宮崎県低入札価格調査制度取扱要領の一部改正について

- 適正な請負代金による請負契約を推進するため、宮崎県低入札価格調査制度取扱要領の一部改正を行う。改正は、失格基準価格について8.5/10から8.7/10へ変更し、令和2年6月1日に入札公告するものから適用する。

《技術企画課》

建設現場における「土曜一斉閉所」について

- 本年度も建設産業での働き方改革推進の一環として建設現場における「週休2日制」の意識向上を図るため、発注機関と受注者が一体となった土曜一斉閉所を実施する。一斉閉所実施日は毎月第2土曜日とし、11月に簡易なアンケート調査を実施し、閉所状況等の確認を行う。

◆意見交換会

(1) 建設キャリアアップシステムの評価について

協会→建設キャリアアップシステムのレベル3、4の技術者を経営事項審査で評価することだが、施工管理技士等の資格を持っている際には更に加点となるのか。

県→評価の高い方の資格のみを記入していただき、その分が加点される。

協会→県では総合評価落札方式入札で加点の対象

宮建協

にすること検討しているとのことだが、どのように考えているのか教えて欲しい。

県→現状では具体的に話せる状況では無い。今後協議させていただければと思っている。

(2) 受注状況 (K 値) 算定の特例措置について

協会→国土強靱化の3カ年度が来年の3月で終了するが、そのタイミングでK値を1.5から戻すことが原則ではないかと思う。特例措置の解除については受発注状況を見ながらの調整になると思うが、1月を過ぎると補正予算工事や前倒しの工事等が始まるため、12月での解除も案の1つとして検討していただきたい。K値は企業の戦略の柱になるため、会員も状況を注視していると思う。

県→K値については現在様々な検証をしている。意見を参考にしながら早めに提案したい。

(3) 本課執行額8千万円の引き上げについて

協会→先月の意見交換会で本課執行額8千万円の引き上げについて提案を行ったが、どうなったか教えて欲しい。

県→本課執行や土木事務所執行等については、本県の事務委任規則で定めており、規則の改定や行政系と協議をして調整していく必要がある。

協会→働き方改革や書類簡素化、残業時間削減のためにも是非実施して欲しい。この提案が実施できれば、ネット学習やテレワーク等の知識を持った若い技術者も増えてくると考えている。また、発注者側の若い技術者も現場に行ける機会が増え技術的にも向上できると思う。それらが組み合わされスパイラルアップにつながると考えている。

(4) 地域育成型について

協会→A・B・Cクラスの労務単価が上がったが、地域育成型の金額(4000万円以下)を上げてもらえないか。

県→地域育成型は受注制限をかけるため、様々な難しい問題がある。別の方法も含めて検

討する必要がある。

(5) 新型コロナウイルス感染症による対応について

県→新型コロナウイルスの影響で職を失った方への対応等があれば教えていただきたい。

協会→都城では市役所を窓口として対応しているが、かなりの問い合わせが来ている。最終的に市が取り纏めを行い地区建設業協会へ報告がある。その際に希望者がいれば引き受けて欲しいとの要請がきている。

(6) 建設産業就活ガイドブックについて

協会→ガイドブックを作成して各学校に配布するのも重要だが、県外に就職した方がUターンで戻りたいと考えた際に、県のホームページにもガイドブックの内容を掲載していれば参考になると思う。様々な方が閲覧しやすいようにしていただきたい。

県→費用及び協会員の方の手間をかけて作成しているため、できるだけ多くの人に見てもらえるよう可能なことはしていきたい。

協会→学校側からの意見では、若い方はハローワークをあまり活用せず、学校の先生や友人に就職について相談することが多い。県のホームページに掲載及びリンクしている企業であれば紹介しやすく、県外に就職した方も含めて信用して戻ってきやすいのではないかとのことだった。

(7) 残土処理場・処分費について

協会→昨年、残土処分費について意見をだしたが、進捗について教えていただきたい。

県→内部で検討して次回報告させていただく。

協会→二次災害が発生しないような適切な処理をしていただきたい。

3. 令和2年度宮崎県委託事業 「宮崎県建設産業若年入職者確保・定着支援事業」について

1. 事業目的

将来の建設産業を支える担い手が不足していることから、若年求職者（研修生）を新規に雇用し、現場実習（OJT）や集合研修（OFF-JT）を組み合わせることで実施することにより、建設業に必要な知識、技能を習得させ、正規雇用としての定着に結び付けることを目的とする。

2. 対象者

失業中の40歳未満で、県内の建設業事業所（候補事業所）に新規に正規雇用された建設技能者及び技術者の13人（先着順）

※応募申請前に雇用された者は除く

3. 補助対象経費

- (1) 雇用した研修生の人件費
- (2) 事業主負担分の社会保険料（健康保険、厚生年金保険）雇用保険料等
- (3) 集合研修（OFF-JT）に係る研修費
※受講料、テキスト代、交通費・宿泊費等を含む

4. 助成額

- (1) 助成率：対象経費の1/2以内
- (2) 助成額：最長5か月、上限65万円

5. 申請できる事業所

- (1) 宮崎県内に本店を有する建設業許可業者であること
- (2) 社会保険（健康保険、厚生年金保険）、雇用保険に加入していること等

6. 委託料を受給するには

研修生に対し、職場実習（OJT）及び集合研修（OFF-JT）を組み合わせた人材育成を行う

7. 受付期間

令和2年5月1日から随時
（持参の場合の受付時間は平日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）

注意：雇用目標または事業予算に到達した時点で終了します。

8. 応募方法

申請に必要な書類を用意し、協会まで持参または郵送する。
※実施要領の内容をご覧ください。応募申請してください。

事業の詳しい内容、申請に必要な書類等は、（一社）宮崎県建設業協会のホームページをご覧ください。

（一社）宮崎県建設業協会 TEL：0985-22-7171

宮崎県建設業協会

検索

<http://www.miyazaki-kenkyo.or.jp>

4. 令和2年度宮崎県委託事業 「建設産業外国人材確保支援事業」について

補助対象者

宮崎県内に本店がある
建設業者（建設業許可を有すること）

補助対象経費

当該年度 3 月 10 日までに外国人材を雇用する際に必要な経費を補助します。**ただし、3 月 10 日までに支払いならびに実績報告書の提出が完了するものに限り。**

1. 旅費・受講費
2. 通訳費
3. 在留資格申請費
4. 人材紹介費
5. 出展費・説明会等参加費
6. 研修費
7. その他

※研修費について

入社前3か月から入社後1年以内に実施する研修かつ当該年度内に修了するものに限る

補助対象 在留資格

- 高度専門職（例：技術者（土木施工管理、建築施工管理））
 - 特定技能 1 号・2 号（例：技能労働者）
- ※**技能実習生は補助対象外です**

補助額

助成対象経費の 1/2 以内（一社当たり上限額 20 万円）

対象者の限度

1 事業者当たり年 1 回のみ（通算上限 2 回まで）

受付期間

令和 2 年 5 月 1 日から令和 3 年 2 月末日まで
（持参の場合の受付時間は平日の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで）

注意：事業予算額を超える申請があった際には、受付を終了します。
御了承ください

※申請される際は、事前に下記の問い合わせ先まで御連絡ください。

その他の条件

- ◎消費税・地方消費税は対象外。
- ◎補助金の交付は事業計画申請受付順とし、補助対象経費の算定した額が 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- ◎補助対象となる経費は、交付決定日以降に契約、支払いを完了したものに限り。

事業の詳しい内容、申請に必要な書類等は、**（一社）宮崎県建設業協会**
または宮崎県のホームページをご覧ください。

（一社）宮崎県建設業協会 TEL：0985-22-7171

宮崎県建設業協会

検索

<http://www.miyazaki-kenkyo.or.jp>

5. 令和2年度テレビCM放送のご案内

建設業は、宮崎における基幹産業であるとともに、住民生活や経済活動の基盤である社会資本整備の担い手として重要な役割を果たしており、さらに、県民の安全・安心を守る「地域のまち医者」的な役割も果たしております。しかしながら、いわゆる「3K」などのマイナスのイメージから、建設産業への若者の入職が進んでいないのが現状であり、人材を確保することが喫緊の課題であります。

本会においては、学生やその保護者に向けて建設産業の「魅力」を発信し、建設産業の「担い手の確保」「イメージアップ」を図るため、平成27年度からテレビCMによるPR広報を行っておりますが、本年度も継続して下記のとおり放映いたします。

令和2年度放送日のご案内

◆ CM 展開① (UMK) ～番組提供枠～

1. 放送期間 令和2年4月4日(土)から
令和3年2月27日(土)まで
2. 放送形態 ○30秒CM、下記番組 毎週1回放送
○UMK ニュースの放送帯(毎週土曜 17:30～17:56)
※特番等により、上記放送日・時間に変更が生じる場合あり
3. 放送内容 シリーズ第1～3部作3本を順次放送
◇第1部「夢を抱いた日」篇
◇第2部「一歩ずつ」篇・「青年隊募集」篇
◇第3部「未来へ」篇

◆ CM 展開② (MRT) ～番組提供枠～

1. 放送期間 令和2年4月4日(土)から
令和3年2月27日(土)まで
2. 放送形態 ○30秒CM、下記番組 毎週1回放送
○MRT ニュース Plus の放送帯(毎週土曜 18:50～19:00)
※特番等により、上記放送日・時間に変更が生じる場合あり
3. 放送内容 シリーズ第1～3部作3本を順次放送
◇第1部「夢を抱いた日」篇
◇第2部「一歩ずつ」篇・「青年隊募集」篇
◇第3部「未来へ」篇

◆ CM 展開③ ～シネアドCM 広告～

1. 放送期間 令和2年4月3日(金)～令和2年4月30日(木)
令和2年8月28日(金)～令和3年4月1日(木)
2. 放送形態 イオンモール宮崎セントラルシネマ 15秒CM
3. 放送内容 タイムラプス撮影による15秒CM 1ヶ月約1,350本
9スクリーン 年間動員数 約65万人

YouTube
チャンネル
あります!



宮崎県建設業協会
イメージキャラクター「オジギビット」

雇用改善コーナー

1. 令和2年度の大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者の就職・採用活動に係る公共職業安定所における取扱い等について

職発 1223 第 17 号

開発 1223 第 4 号

令和元年 12 月 23 日

主要経済団体の長 殿

厚生労働省職業安定局長

厚生労働省人材開発統括官



大学、短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）卒業・修了予定者（以下「大学等卒業予定者という」）の求人求職秩序の維持については、種々御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和2年度の大学等卒業予定者の採用・就職活動に当たりましては、既に御承知のとおり、関係府省、大学等において議論を行い、政府（関係省庁連絡会議：内閣官房、文科省、厚労省、経産省による局長級会議）においては平成31年3月26日に「2020年度卒業・終了予定者等の就職・採用活動に関する要請について」（以下「要請」という。）、大学等（就職問題懇談会）においては同年3月25日に「2020年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について（申合せ）」（以下「申合せ」という。）により、令和元年度と同様、広報活動は卒業・修了年度に入る直前の3月1日以降に、採用選考活動は卒業・修了年度の6月1日以降に開始されることとなっております。

これを受けて、厚生労働省としましては、令和2年度の大学等卒業予定者の適正な採用・就職活動が行われるよう、求人・求職の秩序の維持、公平・公正な採用の確保、採用内定取消しの防止等に努めるとともに、当該要請及び申合せを踏まえ、都道府県労働局（以下「労働局」という。）及び公共職業安定所（以下「安定所」という。）においては、下記のとおり取り扱うことといたしました。

つきましては、貴団体におかれましても、この趣旨について御理解の上、大学等卒業予定者の採用・就職活動が円滑に行われるよう、下記2の事項について格段のご協力をお願いいたします。また、貴団体傘下の会員企業等に対しましても、この内容について御周知下さいますよう併せてお願いいたします。

記

1 求人票の展示・公開時期等

令和元年度と同様、令和2年度の安定所における取扱いは次のとおりとする。

- (1) 求人票等の展示・公開等について
令和2年度の大学等卒業予定者に係る求人票、求人要項等は、令和2年4月1日以降に展示・公開する。
これに伴う当該求人受理開始は、令和2年2月1日以降とし、この場合、当該求人者に求人票の展示・公開日等について説明をするとともに、安定所では5月31日以前に職業紹介を行わないことから、事業主も当該求人票による採用選考活動を行わないよう、安定所から企業に了解を求める。
- (2) 求人情報、ガイドブック等の作成について
大学等卒業予定者を対象とした求人要項の記載のある求人情報、ガイドブック等の発行は、令和2年4月1日以降とする。
- (3) 大学等卒業予定者を対象とした就職面接会について
労働局及び安定所が主催する大学等卒業予定者を対象とした就職面接会は、地域の中小企業等と学生等とのマッチングに大きな効果があるため、採用選考活動開始以降、大学等の学事日程等に最大限配慮しつつ、積極的に開催する。
- (4) 専修学校等の取扱いについて
要請及び申合せは、令和2年度の専修学校卒業予定者及び公共職業能力開発施設等長期間訓練課程修了予定者を対象とするものではないが、安定所においては、これらも大学等卒業予定者と同様の取扱いとする。

2 公平・公正な採用の確保等

労働局及び安定所としては、事業主に対し、公平・公正な採用が確保されるよう、次の点について理解の促進を図る。

- ① 男女雇用機会均等法の趣旨に沿った採用活動を行うこと
- ② ハラスメントや学生の自由な就職活動を妨げないようにすること
- ③ 応募者に広く門戸を開き、応募者の適正・能力のみを基準とする公正な採用選考を行うこと
- ④ 募集の中止及び募集人員の削減、採用内定取消し並びに入職時期繰下げが生じないように、的確な採用計画に基づいて採用内定を行うこと
- ⑤ 既卒者の応募機会の確保に加えて、通年採用・秋期採用や応募時の居住地に関係なく地域限定正社員制度の積極的な導入等、多様な選考・採用機会の拡大に努めること
- ⑥ 高校卒業予定者等の安定的な採用の確保を図ること

2. 令和3年3月新規高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等の変更について

2 文科初第 412 号
職発 0611 第 10 号
開発 0611 第 19 号
令和 2 年 6 月 11 日

主要経済関係団体代表者 殿

文部科学省初等中等教育局長
丸 山 洋 司

厚生労働省職業安定局長
小 林 洋 司

厚生労働省人材開発統括官
定 塚 由 美 子



令和3年3月新規高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等の変更について（通知）

新規学校卒業者の就職については、種々御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等の遵守については、令和2年2月19日付け元文科発第1521号、職発0219第12号、開発0219第20号「令和3年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について（通知）」（以下「通知」という。）により、通知しているところです。

今般の新型コロナウイルス感染症（以下「コロナウイルス」という。）の感染拡大の影響により、全国の高等学校では臨時休業がなされていたところ、高等学校で行う就職準備期間が短くなり、生徒が不安を抱えたり、不十分な準備のまま就職活動に臨むことが懸念されます。

こういった不安を解消し、生徒の希望・適性にあった就職を実現させるためには、企業研究や職場見学などを含む就職準備に必要な時間を確保する必要があります。通知の第1に記載する推薦及び選考開始日を下記によることとしました。

ついては、貴団体におかれましても、下記の事項に御留意の上、選考開始期日等及び文書募集開始時期等の遵守について、会員事業所への周知徹底を図られるよう格別の御配慮をお願いします。

また、コロナウイルスの防止対策を実施しながらの就職活動や選考開始期日等の変更など、例年と異なる就職環境にある中、生徒が安心して就職活動に臨めるよう、中長期的な視点に立って採用を進めて頂き、引き続き、令和3年3月卒業予定者のための就職機会の確保に向けた努力をお願いします。

なお、下記以外の新規中学校卒業者の推薦及び選考開始期日日程、新規中学校・高等学校卒業者の文書募集の取扱い（推薦開始期日等を除く）等については、通知のとおりとしますので御知願います。

記

1 新規高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等

- (1) 新規高等学校卒業者（新規中等教育学校卒業者を含む。以下同じ。）の推薦開始期日については、推薦文書の到達が令和2年10月5日（沖縄県については令和2年9月30日）以降となるようにすること。
- (2) 新規高等学校卒業者の選考開始期日については、令和2年10月16日以降とすること。
- (3) 採用内定の開始については、従前と同様、選考開始と同日以降に行うことができるものであること。

2 コロナウイルスの影響を踏まえた就職活動への配慮について

コロナウイルスの防止の観点から、求人が応募前職場見学や選考を実施する際は、感染防止策を徹底すること。

また、応募前職場見学の日程設定に当たっては、例年、学校の夏季休業期間中に実施している求人が多いですが、今年度については、夏季休業期間が短縮され、また、地域や学校ごとに夏季休業期間が違うことが想定されることから、柔軟な対応をすること。

さらに、全国高等学校統一応募書類の「身体状況」欄等については、学校休業の影響を踏まえ、令和2年3月19日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡「新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた学校保健安全法に基づく児童生徒等及び職員の健康診断の実施に係る対応について」により、児童生徒等の定期的健康診断（学校保健安全法第13条第1項）の実施については、「やむを得ない事由によって当該期日までに健康診断を実施することができない場合には、当該年度末日までの間に、可能な限りすみやかに実施すること」とされており、推薦期日又選考開始期日等までに当該年度の身体状況の記入が難しい場合があることも想定されます。

また、全国高等学校統一応募書類の「身体状況」欄の記入上の留意事項として「身長、体重、聴力及び視力欄については、それぞれについて高等学校等用生徒健康診断票の、最も新しい記載事項を転記すること。」とされています。

このため、「身体状況」欄に第二学年時等の数値で記入される場合等であっても全国高等学校統一応募様式として問題ない旨、ご理解いただきたいこと。

雇用改善

3. 令和3年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び 選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について

元文科初第 1521 号
職発 0219 第 12 号
開発 0219 第 20 号
令和 2 年 2 月 19 日

主要経済関係団体代表者 殿

文部科学省初等中等教育局長

丸 山 洋 司



厚生労働省職業安定局長

小 林 洋 司



厚生労働省人材開発統括官

定 塚 由 美 子



令和 3 年 3 月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦
及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について（通知）

新規学校卒業者の就職については、種々御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新規中学校及び高等学校卒業者に対する早期選考の防止については、貴団体を始め各経営者団体等の御協力により、令和元年度においても適切な取扱いが図られました。

文部科学省及び厚生労働省においては、今後も、学校教育を充実し、就職希望者の適正かつ主体的な職業選択を確保するとともに、求人秩序の確立を図るため、令和 2 年度においても選考開始期日等の完全遵守をお願いする次第であります。

については、貴団体におかれましても、下記の事項に御留意の上、選考開始期日等及び文書募集開始時期等の遵守について、会員事業所への周知徹底を図られるよう格別の御配慮をお願いします。

また、新規学校卒業者の採用に当たっては、本人の適正と能力のみを基準としてこれを行い、定時制課程及び通信制課程の卒業者と全日制課程の卒業者との間の差別的な取扱いや同和問題に係る差別的取扱いが行われないよう、また、男女雇用機会均等法の趣旨に沿った採用活動を行うとともに、障害者に対しては格別の配慮がなされるようお願いします。

さらに、新規学校卒業者に対しての事業主の一方的な都合による採用内定取消し及び入職時期の繰下げは、決してあってはならない重大な問題です。このため「青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針」（平成 27 年厚生労働省告示 406 号）に沿った適正な募集・採用等が行われますよう、併せて御配慮をお願いします。

なお、新規大学等卒業者に係る採用選考が新規中学校卒業生（新規義務教育学校卒業生及び中等教育学校の前期課程修了者を含む。以下同じ。）及び新規高等学校卒業生（新規中等教育学校卒業生を含む。以下同じ。）に係る採用選考よりも早期に行われているところですが、それにより、新規中学校卒業生及び新規高等学校卒業生の就職機会に影響が及ばないよう配慮をお願いするところであります。

新規学卒者をめぐる就職環境は全体として順調に回復していると考えられるものの、就職が決まらない生徒も一定数おります。仮に就職未決定のまま卒業を迎えるものが多数にのぼるとすれば、本人にとって若年期に就業を通じた知識・技能の蓄積が図れず、将来のキャリア形成の支障となるとともに、我が国の産業や社会を支える人材の育成が図られないなど深刻な問題を引き起こしかねません。将来にわたる日本経済の競争力・生産性の向上を図るため、こうした取組に御理解をいただき、令和 3 年 3 月卒業予定者のための就職機会の確保に向けた努力をお願いします。

記

第 1 新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等
1 推薦及び選考開始期日並びに採用内定

- (1) 新規中学校卒業者の推薦及び選考開始期日については、令和3年1月1日以降とし、積雪地の関係からやむを得ない事情があるときは、次の地域に限り、令和2年12月1日から行っても差し支えないこと。
北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県（飯山公共職業安定所管内の地域に限る。）、島根県（松江公共職業安定所隠岐の島出張管内の地域に限る。)
- (2) 新規高等学校卒業者の推薦開始期日については、推薦文書の到達が令和2年9月5日（沖縄県については令和2年8月30日）以降となるようにすること。
- (3) 新規高等学校卒業者の選考開始期日については、令和2年9月16日以降とする。
- (4) 採用内定の開始については、従前と同様、選考開始と同日以降に行うことができるものであること。

2 求人申込みの手続き等

- (1) 職業安定法（昭和22年法律第141号）第27条又は第33条の2の規定に基づいて、新規高等学校卒業者に係る求人申込みを受理する高等学校（中等教育学校を含む。以下同じ。）に求人申込みを行う場合においては、当面、適正な求人条件の確保、早期推薦・選考の防止及び円滑な労働力需給調整の実施等の見地から、求人申込みを行おうとする事業所は、当該事業所を管轄する公共職業安定所（以下「安定所」という。）に求人申込書を提出して、選考期日、求人内容等について適正であることの安定所の受理・確認（求人票への受理・確認印の押印）を受けた後、当該求人票により高等学校に求人申込みを行わなければならないこととする。

したがって、この手続きによらない求人申込みのあった場合には、高等学校は、生徒の推薦を行わず、確認印の押印のある求人票の提出を求め、その提出後、推薦を行うものとする。

（※）民間職業紹介事業者を活用する場合はこの限りではない。
- (2) 求人申込みの受理の期日等については、安定所の確認事務の的確な実施等適正な求人確保を図るため、次のとおりとすること。
 - ア 新規中学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等
 - （ア）安定所における求人申込み受理は、令和2年6月1日から開始するものとする。
 - （イ）安定所の他安定所への求人連絡は、令和2年7月1日以降開始するものとする。
 - イ 新規高等学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等
 - （ア）安定所における求人申込みの受理及び確認のための求人票の受付は、令和2年6月1日から開始するものとする。
 - （イ）安定所が確認した求人票の求人者に対する返戻は、令和2年7月1日から開始するものとする。
 - （ウ）学校における求人申込みの受理は、令和2年7月1日以降開始するものとする。

また、安定所で受理した求人学校の提示についても、令和2年7月1日以降に行うものとする。
- (3) 求人活動のための学校訪問については、原則として安定所において確認を受けた求人票により学校に求人申込みを行った日以降に行うこととするが、学校の事前の了解の下に、安定所に求人申込みを行った日以降についても行うことができるものとする。

3 就業開始期日

- (1) 新規中学校卒業者の就業開始（実習、研修等を含む。）時期は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第56条の規定により令和3年4月1日以降とすること。
- (2) 新規高等学校卒業者の就業開始時期については、卒業後とするよう事業所を指導すること。

4 選考の通知

選考後は、採用内定取消しが生じないよう十分配慮しつつ、できる限り速やかに採否を決定し、選考を受けた生徒にその旨を通知すること。

- 5 民間職業紹介所による就職あっせんについては、都道府県高等学校就職問題検討会議（都道府県教育委員会と都道府県労働局が共同で開催）における申し合わせ事項を遵守すること。また、民間就職紹介事業者を活用して求人申込みをする場合、公共職業安定所を活用する場合と同様に全国高等学校統一応募書類の使用を徹底すること。

6 東京オリンピック・パラリンピック開催期間中の応募前職場見学等について

令和2年は東京オリンピック・パラリンピックの開催が予定されており、同期間中に首都圏で行われる応募前職場見学（※）等に際しては、生徒の交通手段や宿泊施設確保に困難が伴う等の事態が想定されるため、必要に応じて生徒個々の事情に配慮すること。

（※）なお、募集前職場見学は、生徒が事前に職業や職場への理解を深めるために行うなうものであり、採用選考の場とならないよう十分にご注意いただきたい。

第2 新規中学校・高等学校卒業者の文書募集の取扱い

1 新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の開始時期は令和2年7月1日以降とすること。

なお、文書募集を行う場合は次の条件によることとする。

- (1) 安定所において確認を受けた求人であって、当該求人の求人票記載内容と異なるものでないこと。
- (2) 広告等掲載に当たっては、事業所を管轄する安定所名及び求人の求人番号を掲載すること。
- (3) 募集の受付は学校又は安定所を通じて行うこと。

また、求人者が文書募集による応募者を受け付ける場合であっても、推薦開始期日、採用選考期日については、上記第1の1(2)から(4)の取扱いと同様であること。

2 新規中学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規中学校卒業者を対象とする文書募集は行わないこと。

事業協同組合

1. 外国人技能実習制度についてのご案内

外国人技能実習制度において特定監理事業の許可を受けている
ジェイ・リード（J-LEAD）協同組合（福岡市）
 のご案内です。

○ ジェイ・リード（J-LEAD）協同組合とは？

実習の監理団体として、事業主の技能実習並びに実習生の日本での生活をサポート致します。許可官庁として、九州経済産業局、九州地方整備局、福岡県、宮崎県内外での建設関係で実績があり、サポート監理をしています。適切な人材配置、適切なコストをかけた事務・相談体制を構築しています。また、デジタルツールを駆使して従来の組合にはないサポート体制を構築しています。

○ 外国人技能実習制度とは？

海外からの技能実習生を事業主等が雇入れ、技術・技能の習得を支援するとともに、発展途上国の経済発展を担う人材育成に協力する事を目的としたものです。日本の国際協力・国際貢献の重要な一翼を担っています。

○ 対象職種

80職種 142作業（建設関係、農業関係、漁業関係、食品製造関係、繊維・衣服関係、機械・金属関係、その他）

○ 受入実績国

ベトナム、ミャンマー、カンボジア、インドネシア、フィリピン、中国、ネパール

○ 受入可能人数枠

実習実施者の常勤職員の総数	技能実習生の人数
301人以上	常勤職員総数の20分の1
201人～300人	15人
101人～200人	10人
51人～100人	6人
41人～50人	5人
31人～40人	4人
30人以下	3人

○ 組織概要

社名	ジェイ・リード（J-LEAD）協同組合
所在地	福岡市博多区古門戸町5-1アイビル2階
許可官庁	九州経済産業局、九州地方整備局、九州農政局
地区	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、山口、広島
T E L	092-260-7548
F A X	092-260-7586
M a i l	info@j-lead.jp

○ ジェイ・リード協同組合のホームページに詳しい内容が記載されています。

○ お問合せ、質問・相談等は、ジェイ・リード協同組合へご連絡をお願い致します。

2. 下請セーフティネット債務保証制度について

債権譲渡は2種類！

- 県・宮崎市・延岡市・串間市発注工事は、新債権譲渡承諾依頼書及び契約証書で契約
- 上記以外の発注工事は、従来請負工事代金債権譲渡契約書で契約

必要書類

書 類 名	県・宮崎市・串間市	小林市・えびの市	延岡市	左記以外の国・市町村工事
1. 債権譲渡承諾依頼書及び契約証書	○		○	
2. 請負工事代金債権譲渡契約書		○		○
3. 借入申込書	○	○	○	○
4. 工事履行報告書及び出来高確認書	○	○		
5. 誓約書			○	○
6. 連帯保証書			○	○
7. 請負工事出来高証明書			○	○
8. 支払状況・支払計画書	○	○	○	○
9. 約束手形	○	○	○	○
10. 金銭消費貸借契約書	○		○	
11. 請求書	○	○	○	○

制度の概要・メリット

公共工事を受注・施工中（完成を含む）の組合員等が、発注者から将来受け取る工事請負代金債権を当協同組合に譲渡することにより、工事出来高の範囲内で貸付けを受けられる公的制度です。

便 利！

債権譲渡することにより、必要な時に貸付けを受けられるので、大変便利です。
特に県、宮崎市、小林市、えびの市、串間市発注工事は保証人は必要ありません。
工事出来高の範囲内であれば、必要な額を何度でも借入できます。

経審の評点アップ！

本制度を利用した工事金は、経営事項審査の経営状況分析における負債合計額から控除できるので、経営事項審査の評点アップにつながります。

共同購買事業により資材調達ができます！《県、宮崎市、串間市発注工事限定》

新債権譲渡契約書では、組合から資材の供給が受けられます。《組合共同購買事業を利用》
資材は、当該工事の出来高率により供給を受け、代金の支払いは、工事完成金で相殺できます。
《上記以外の発注工事では、共同購買事業はご利用できません。》

制度の基本的な仕組み！

- 金利及び事務手数料
 - ※ 事務手数料、0.2%が加算されます。
 - ※ 金利は、金融情勢により変動します。

貸付金額	500万以下	500万超
金 利	1.8%	2.2%
事務手数料	0.2%	0.2%

組 合

新貸付金額！《県・宮崎市・延岡市・串間市での発注工事》新債権譲渡契約書での契約時

請負額の90%以内で、且つ出来高の範囲内で資金の貸付けをします。また、発注者より前払金を受け取った場合は、出来高金額より前払金等を控除した残額の範囲内です。(部分払金も含まれます)

計 算 式 貸付金額は、下表の算式の範囲内となります。

出来高率	算 式
99%以下	(請負額 × 出来高率 - 受領済額 - 違約金) × 90% 《担保掛目》
100% (完成)	請負額 × 出来高率 × 90% 《担保掛目》 - 受領済額

(例) 請負金額1,100万円、前払金440万円、出来高率80%で借入の場合

- 債権譲渡額 = 660万円 (1,100万円 - 440万円)
- 貸付金額 = 297万円 (1,100万円 × 80% - 440万円 - 110万円) × 90%
- 当該工事が完成した場合
 - (1) 発注者から協同組合へ工事代金660万円が支払われます。
(1,100万円《請負金額》 - 440万円《前払金》)
 - (2) 協同組合は貸付金297万円を清算し、手数料等を差し引いた残金を元請業者に戻します。

貸付金額！《県・宮崎市・延岡市・串間市以外での発注工事》従来権譲渡契約書での契約時

請負額の90%以内で、且つ出来高の範囲内で資金の貸付けをします。また、発注者より前払金を受け取った場合は、出来高金額より前払金等を控除した残額の範囲内です。(部分払金も含まれます)

計 算 式 貸付金額は、下表の算式の範囲内となります。

算 式	請負額 × 出来高率 × 90% 《担保掛目》 - 受領済額
-----	--------------------------------

(例) 請負金額1,100万円、前払金440万円、出来高率80%で借入の場合

- 債権譲渡額 = 660万円 (1,100万円 - 440万円)
- 貸付金額 = 352万円 (1,100万円 × 80% × 90%) - 440万円
- 当該工事が完成した場合
 - (1) 発注者から協同組合へ工事代金660万円が支払われます。
(1,100万円《請負金額》 - 440万円《前払金》)
 - (2) 協同組合は貸付金352万円を清算し、手数料等を差し引いた残金を元請業者に戻します。

3. ドローンの取り扱い窓口を開設しました

- 1 機体販売！(SEKIDO 正規販売代理店)
 - ・各種初期設定済
- 2 機体レンタル・リース！(SEKIDO 正規販売代理店)
- 3 修理！(SEKIDO 正規販売代理店) ※他社購入でも修理可
- 4 サポート・メンテナンス！(SEKIDO 正規販売代理店)
 - ・フライト訓練・年間メンテナンス
- 5 空撮！(提携会社)
- 6 測量！(提携会社)
- 7 3Dデータ作成！(提携会社)
- 8 CADデータ作成！(提携会社)



※ JUIDA 無人航空機操縦講習及び安全運航管理者講習は、宮崎県土木施工管理技士会で行っております。

技士会

1. 「建設業界の求める人材と技術」～今後の公共事業で必要とされる技術～セミナー開催のご案内

建設業の「働き方改革」に焦点を当て、「建設現場の安全管理」や、「会社の利益を確保する実行予算・原価管理」、「ICTの全面的な活用」などをテーマにセミナーを開催いたします。

日 程	対 象 地 区 協 会	会 場
令和2年8月5日(水)	都 城 ・ 日 南 ・ 串 間	都 城 市
令和2年8月6日(木)	宮 崎 ・ 東 諸	宮 崎 市
令和2年8月25日(火)	小 林	小 林 市
令和2年8月26日(水)	西 都 ・ 高 鍋	西 都 市
令和2年9月29日(火)	日 向	日 向 市
令和2年9月30日(水)	延 岡 ・ 高 千 穂	延 岡 市

※案内は地区協会から、申し込みは宮崎県土木施工管理技士会へ

2. 「監理技術者講習」のお知らせ

都城・延岡会場まだまだ空いています。

随時募集中

講習の有効期間は講習終了日から5カ年となっております。有効期間を勘案して、都合の良い日を選んで受講してください。

日 程	会 場
令和2年9月24日(木)	都 城 建 設 会 館
令和2年10月8日(木)	延 岡 建 設 会 館
令和2年11月6日(金)	宮 崎 県 建 設 会 館

※受講申し込みは、随時受け付けております。

※問い合わせは、宮崎県土木施工管理技士会 Tel. (0985) 31-4696

3. JCM技術論文・技術報告の募集

(一社)全国土木施工管理技士会連合会では、第25回土木施工管理技術論文・技術報告を募集します。この応募で受理されますと、論文15ユニット、報告10ユニットが付与されます。執筆対象者は、1・2級土木施工管理技士有資格者で、現場代理人、監理技術者等の役職の限定はありません。

詳しくは、(一社)全国土木施工管理技士会連合会のホームページをご覧ください。

建退共

1. 建退共宮崎県支部への届出や申請について

*いずれの様式も、インターネットでダウンロードできます。

検索サイトに【建退共】と入力、“建設業退職金共済事業本部トップページ”を開いて、必要とする様式とその記入例をダウンロードします。

1 会社の所在地、名称、代表者が変わったとき。

- 届出の様式は、『共済契約者住所名称（氏名）変更届』（様式第 012 号）です。
（会社の所在地が他県に変わる場合は、第 013 号の様式です。）
- 必要事項を記入し、宮崎県支部に届け出てください。
- 変更内容と添付書類
（変更の内容） （添付書類）
 - ・住所、会社の名称 ～共済契約者証、登記簿など（事実が確認できる書類）
 - ・代表者、電話、FAX 番号 ～登記簿など（事実が確認できる書類）

2 加入従業員（被共済者）の氏名、住所が変わったとき。

- 届出の様式は、『被共済者氏名等変更届』（様式第 018 号）です。
- 必要事項を記入し、共済手帳を添えて宮崎県支部に届け出てください。
- 変更内容と添付書類
（変更の内容） （添付書類）
 - ・氏名、生年月日の変更 ～戸籍抄（謄）本、住民票、免許証の写しなど
（氏名を変更される方は、旧と新が確認できる書類）
 - ・住所 ～添付資料は不要

3 共済契約者証を紛失または棄損したとき。

- 申請の様式は、『共済契約者証交付申請書』（様式第 014 号）です。
- 必要事項を記入し、宮崎県支部に再交付を申請してください。
- 棄損した場合の届出は、棄損した契約者証を添付してください。
（注）「建設業退職金共済契約者証」は、金融機関の窓口で共済証紙を購入する際に提示する必要がありますので、大切に保管してください。

4 共済手帳を紛失または棄損したとき。

- 申請の様式は、『共済手帳紛失又は棄損による再交付申請書』（様式第 017 号）です。
- 必要事項を記入し、宮崎県支部に再交付を申請してください。
- 紛失の場合は、紛失した手帳にどれだけ証紙が貼付されていたのかを確認できませんので、再交付する共済手帳は、前回更新した証紙の貼付実績からの再交付となります。
- 棄損した場合の届出は、棄損した共済手帳を添付してください。確認できる証紙の枚数を貼付実績として取り扱います。

2. 建退共宮崎県支部取扱状況（5月分）

	共済契約者 (社)	被共済者 (名)		退職金支給状況		掛金収納状況(千円)		
				手帳更新 件数(件)	件数(件)			金額(円)
前月末計	2,614	30,664	前月分までの累計	467,712	52,661	33,146,807,653	前月分	52,368
加 入	7	111	当月分	762	107	87,804,281		
脱 退	2	107	総 累 計	468,474	52,768	33,234,611,934	当 年 度 累 計	52,368
当月末計	2,619	30,668	(当年度累計)	1,724	229	205,650,413		

建災防 ■ ■

1. 令和2年度 安全衛生に係る厚生労働大臣表彰 功績賞について

「安全衛生に係る厚生労働大臣表彰 功績賞」は、地域、団体又は関係事業場における安全衛生活動において指導的立場にあり、当該地域、団体又は関係事業場の安全衛生水準の向上発展に多大な貢献をした個人に対する表彰で、その授与式は、毎年、宮崎労働局長表彰式に併せ厚生労働大臣表彰伝達式を行ってきましたが、今年は新型コロナウイルス感染症の影響で、大臣表彰の表彰状を厚生労働省より郵送で直接受賞者に伝達されました。建設業関係の受賞者は次のとおりです。



〔功績賞〕

○山崎 司 建設業労働災害防止協会 宮崎県支部 前支部長

2. 令和2年度 安全衛生に係る宮崎労働局長表彰について

「安全衛生に係る宮崎労働局長表彰」は、地域の中で安全衛生成績が高い水準に達し、他の模範と認められる優良事業場等に対し表彰を行っているもので、その授与式は、毎年、全国労働安全週間中に行われていますが、本年度は、7月1日（水）にホテルメリージュで開催され、4事業場と個人4名が受賞されました。建設業関係の受賞者は次のとおりです。



〔優良賞〕

- 戸田・大和・矢野特定建設工事共同企業体 宮崎市郡医師会病院等移転新築工事
- 戸田・吉原・大和開発特定建設工事共同企業体 平成29年度宮崎県防災拠点庁舎建設主体工事
- 三桜電気工業株式会社 日向幹線新設工事のうち鉄塔工事・架線工事（2工区）

〔功績賞〕

○下藪浩二 株式会社九南 安全品質管理部総合アドバイザー

〔安全衛生推進賞〕

- 植村 恵 建設業労働災害防止協会宮崎支部小林分会 事務局長
- 浜本和樹 建設業労働災害防止協会宮崎支部日向分会 事務局長

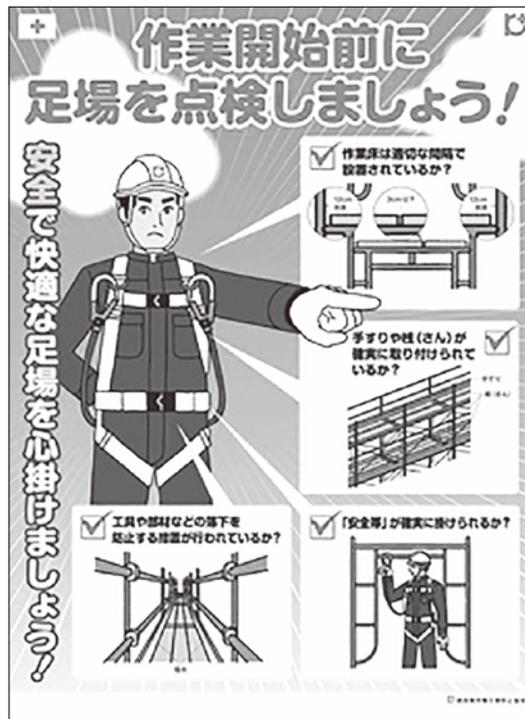
3. 「墜落・転落災害撲滅キャンペーン」の実施について

令和2年8月1日～9月10日

建災防では、死亡災害の約4割を占める墜落・転落災害を減少させるため、災害発生件数が多くなる夏季に重点期間を設定し、「墜落・転落災害撲滅キャンペーン」を実施します。

会員事業場におかれましても、墜落・転落災害を防止するため、次の基本的事項の確実な実施をお願いします。

- ・作業床・手すり等の確実な設置
- ・安全帯の使用の徹底
- ・作業開始前の足場の点検の実施
- ・足場の組立て等に従事する作業者に対する特別教育の実施



◎足場の組立等作業主任者技能講習

開催日	開催場所
令和2年 9月1日(火)～2日(水)	延岡建設会館(延岡市愛宕町2-32)
令和2年 12月8日(火)～9日(水)	宮崎県建設技術センター(宮崎市清武町)

◎足場の組立て等の従事者に係る特別教育

開催日	開催場所
令和2年 8月20日(木)	延岡建設会館(延岡市愛宕町2-32)
令和2年 10月20日(火)	宮崎県建設技術センター(宮崎市清武町)

4. 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策ポスターについて

3つの密

建設現場で

を避けるために

密閉空間

密集場所

密接場面

事務所

窓を開放し
自然換気

エアコン使用時
空気の循環確保

休憩所

送風機等の使用

**ソーシャル
ディスタンスの確保**

2m以上
あける

1班 作業時間

2班 休憩時間

休憩時間の分散化

朝礼等の班別
少人数化

仕切り板を設置

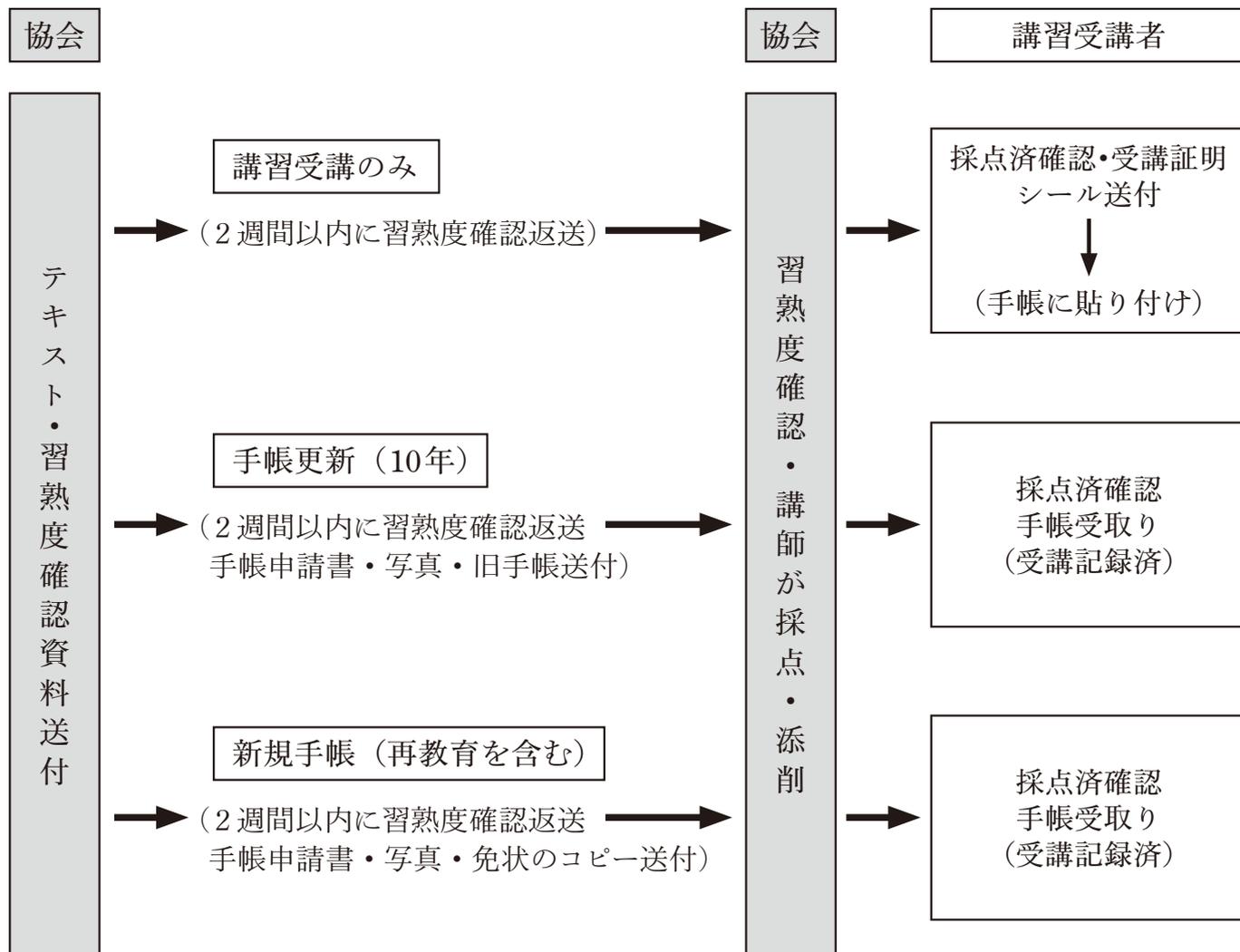
近接作業の回避

ソーシャル
ディスタンスの確保

コードNo.761950
建設業労働災害防止協会

火薬協会

1. 令和2年火薬関係講習自宅学習方式のチャートについて



2. 火薬類保安手帳 (黒色手帳) の手帳失効者 (有効期限内に保安講習を受講しなかった者) の特別措置について

今年は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、従来の講習会場での講習会が中止になり、上記1のチャートのとおり、自宅学習方式を実施中です。

12月17日開催予定の黒色手帳失効者に対する再教育講習についても中止になりましたが、9月末までに申込みをすれば、自宅学習制度による再教育講習により、保安手帳を作成することができますので、必要な方は、受講申込をして下さい。

保証会社

1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（令和2年6月分）

西日本建設業保証(株) 宮崎支店

I. 全般の状況

(単位:件、百万円、%)

年 度	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
令和2年度	376	▲1.8	17,526	45.7	816	▲6.1	45,256	50.1
令和元年度	383	21.6	12,030	5.4	869	21.9	30,150	5.8
平成30年度	315	▲2.5	11,416	7.3	713	▲1.0	28,492	▲10.9
平成29年度	323	▲21.0	10,644	9.2	720	▲17.5	31,987	0.7

※増減率：当月は前年同月比、累計は前年同期比（以下同じ）

II. 発注者別の状況

(単位:件、百万円、%)

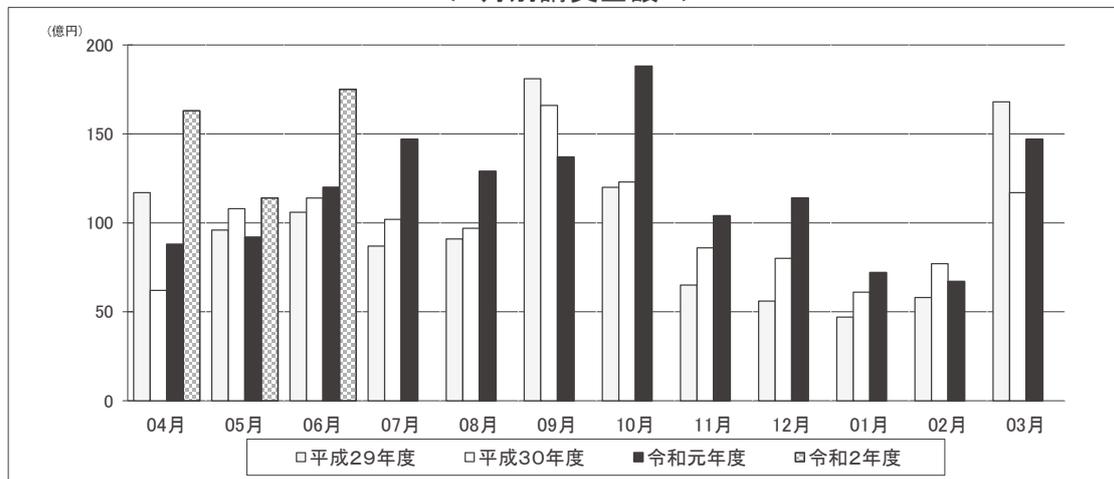
発注者	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
国	36	▲14.3	4,292	50.3	96	17.1	10,248	48.7
独立行政法人等	0	—	0	—	6	50.0	444	▲53.5
県	123	13.9	7,140	189.7	240	▲18.4	15,254	82.2
市町村	217	▲5.7	6,093	▲7.3	474	▲2.3	19,307	41.8
その他	0	—	0	—	0	—	0	—
計	376	▲1.8	17,526	45.7	816	▲6.1	45,256	50.1

III. 地区別の状況

(単位:件、百万円、%)

地 区	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
宮崎	73	23.7	5,695	262.8	152	7.8	9,368	118.3
日南	37	12.1	1,453	96.7	69	▲12.7	2,296	▲1.2
串間	16	▲20.0	583	19.7	35	▲7.9	2,424	198.7
都城	48	▲21.3	2,765	▲13.4	101	▲23.5	7,517	▲2.8
小林	38	8.6	1,436	▲8.3	72	2.9	2,385	▲14.8
高岡	15	7.1	226	0.0	31	▲20.5	685	▲46.6
西都	28	21.7	567	59.6	49	▲23.4	5,420	395.1
高鍋	18	0.0	1,804	145.8	43	7.5	3,984	161.2
日向	44	▲36.2	1,184	▲45.3	108	▲15.6	4,561	36.3
延岡	19	▲13.6	972	149.8	64	▲14.7	3,816	11.0
西臼杵	40	37.9	836	38.9	92	46.0	2,793	85.9
計	376	▲1.8	17,526	45.7	816	▲6.1	45,256	50.1

< 月別請負金額 >



2. 中間前払金制度のご案内

工事後半の資金繰りをサポート! 中間前払金のご案内

当初の前払金

40%

+

中間
前払金

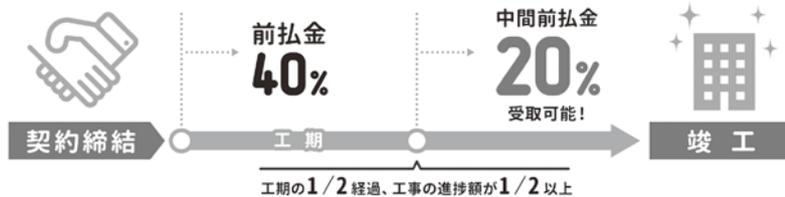
20%

簡単な手続きで工事代金を早く受け取れます!

中間
前払金
とは?

当初の前払金(請負金額の40%)に加え、
さらに請負金額の20%を受け取れます。

工期が長くても
安心ね!



よくある質問 Q & A

Q どのような場合に請求できるの?

A 工期の1/2を経過し、工事の進捗額が1/2以上となった
場合です。

Q 出来高検査はあるの?

A 部分払いのような出来高検査はなく、現場を止める必要
はありません。

Q 手続きは面倒じゃないの?

A 手続きは簡単です。当社に次の書類をご提出ください。
 ・保証申込書 ・前払金使途内訳明細書
 ・発注者が発行する認定調書(写)

Q 保証料はどれくらいかかるの?

A 保証料率は一律0.065%と非常にローコストです。

▶ 例 請負金額5,000万円の工事の場合

中間前払金1,000万円×0.065%▶保証料 **6,500円**

対象発注者、対象工事等につきましては、お気軽に当社へお問い合わせください。

西日本建設業保証株式会社 宮崎支店

〒880-0001
宮崎市橋通西二丁目4番20号(アクア宮崎ビル2F)

TEL **0985-24-5656** [営業時間(平日)] 9:00 ▶ 17:00

FAX

0120-553-835

西日本建設業保証

検索

<https://www.wjcs.net/>



建設業福祉共済団からのお知らせ

＜法定外労災補償制度＞

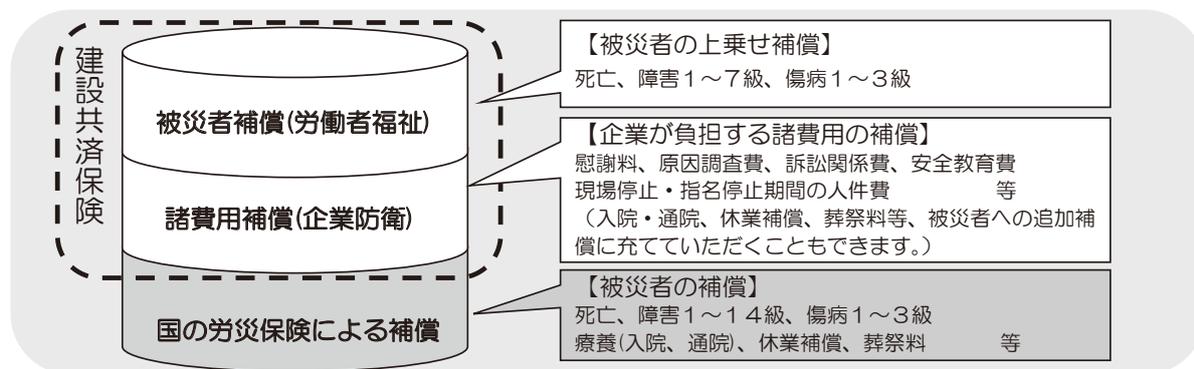
建設共済保険は労働者と企業のリスクをカバーします！

(年間完成工事高契約)

◆建設共済保険は、建設業界の声を受けて生まれた制度です。

建設共済保険は、建設業を対象にした法定外労災補償制度の創設を望む建設業界の声を受け、昭和45年に全国建設業協会と建設業福祉共済団が特約を結び、建設省(現：国土交通省)及び労働省(現：厚生労働省)の認可を受けてわが国で初めて創設された制度です。

運営団体の建設業福祉共済団は平成25年度に公益認定を取得し、公益財団法人としてより一層の労働者の福祉の向上や建設業の更なる発展等を目指し運営しています。また、当共済団は、各都道府県建設業協会の賛助会員であり、事務委託契約を結んで建設共済保険の普及促進を行っています。



1. 加入対象企業

国土交通大臣または都道府県知事の建設業許可を取得している建設業者であれば加入いただけます。

2. 補償の対象となる方

保険契約者が施工する元請・下請工事現場に就労する、自社および下請会社に雇用される労働者(アルバイト等を含みます。)を無記名で補償します。

※保険契約者である事業主(労災保険の特別加入をすることができる方(従業員300人以下の場合))も補償対象となります。

※役員、事務職員等の方は追加加入いただけます。詳しくはお問い合わせください。

3. 保険金をお支払いする場合

労災保険法に定める業務上または通勤途上の災害により、死亡、障害の1級から7級、または傷病の1級から3級に該当した場合です。

【建設共済保険の特長】

- ①建設業における自主的な共済保険で掛金が安い
- ②災害発生時に企業が負担する諸費用も補償
- ③同一事故で多数被災した場合でも補償額の上限なし
- ④元請・下請を問わず無記名で補償
- ⑤代表者(保険契約者)も補償(従業員300人以下の場合)
- ⑥経営事項審査において15点の加点

【年間掛金の目安】

保険金区分合計 1,000万円

(被災者補償保険金 500万円)

(諸費用補償保険金 500万円) の場合

完工高	土木一式工事	建築一式工事
1億円	33,440円	12,760円
2億円	57,760円	22,040円
5億円	121,600円	46,400円
10億円	197,600円	75,400円
50億円	760,000円	290,000円

保険金区分合計を2,000万円、3,000万円、4,000万円とする場合は、それぞれ上記掛金の2倍、3倍、4倍となります。

◆「建設共済保険」の他にも次のような事業を行っています。

【育英奨学事業】

被災者(死亡および障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付します。

【労働安全衛生推進事業】

- 安全衛生用品の頒布
- 女性専用トイレ導入費用に対する助成
- 安全衛生推進者表彰 等

詳しい情報、掛金試算などのお問い合わせは

公益財団法人 建設業福祉共済団

Tel 03-3591-8451

URL: <http://www.kyousaidan.or.jp/>



建設共済保険

取扱機関

一般社団法人 宮崎県建設業協会

Tel 0985-22-7171

検索

備えることは、
守ること。



安い掛金、手厚い補償。

(障害7級まで)

建設共済保険

法定外労災
補償制度

働く人の
想いに応える、
安心を。



「建設共済保険」の他にも、次のような事業を行っています。

育英奨学事業

被災者(死亡および障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付。

労働安全衛生推進事業

- ① 安全衛生用品の頒布
- ② 女性専用トイレ導入費用に対する助成
- ③ 安全衛生推進者表彰 等

公益財団法人

建設業福祉共済団

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-2-8 虎ノ門琴平タワー11階
Tel.03-3591-8451 Fax.03-3591-8474

■ 取扱機関: (一社)宮崎県建設業協会

〒880-0805 宮崎市橋通東2-9-19

Tel.0985-22-7171 Fax.0985-23-6798



契約者と業界の発展のために

<http://www.kyousaidan.or.jp/>

建設共済保険

検索